

2020年5月26日

高松市議会議長 井上 孝志 殿
議会運営委員長 藤原 正雄 殿

高松市議会議員 市民派改革ネット
植田 真紀
太田 安由美

議会改革に関する申し入れ書

高松市議会の議会基本条例第24条には、「議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政上の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に積極的に取り組むものとする」として、議会改革の推進を掲げていますが、本市議会における議会改革の協議は低調であり、危機感やスピード感を持って取り組んでいるとは思えない状況です。

地方議会の存在意義は、二元代表制として市民の声・要望を聞き、政策実現のために働き、税金の使い方を市民の目線でチェックすることにあります。存在意義を発揮していくためには、市民から信頼してもらえる議会になるよう、常に議会自ら改革を行っていかねばなりません。

そこで、新議長就任にあたり、議会運営の基本原則である、地方自治法、議会基本条例、会議規則、委員会条例を順守し、早急に改善していく必要のある下記の事項について申し入れを行います。

記

1. 民主的な議会をめざす

(1) 議会運営委員会のあり方を見直す

議会運営委員会は、議会運営や議会改革など、全議員に関わることを議論する場であることから、多数会派だけで構成するのではなく、少数会派や無所属議員など多様な議員で構成するべきである。

また、議会運営委員会の開催時間が30分未満であり、ほとんど意見もなく、活発な議論をしているとは言い難い状況が続いている。議会改革や議会運営の見直しに関する課題は山積しており、貴重な議会運営委員会の時間を有効に使い、「熟慮」と「討議」を重ねて合意形成を図ること。

(2) 反対討論だけでなく賛成討論も積極的に行い、市民に分かりやすい議会議案に対する討論は、反対・賛成の双方があることで討論として成り立ち、そ

の議案の論点が明らかになる。しかし、本市議会では、主に反対討論しか行われず、議決機関としての説明責任を果たしているとは言い難く、市民にとっても分かりにくい。岐阜県関市、埼玉県八潮市ほか多数の議会で実施されているように、反対・賛成、両方の立場から討論を積極的に行い、市民に分かりやすい議会をめざす。

2. 一般質問の制限時間短縮を撤廃する

2004年3月定例会から、ケーブルテレビによる中継を拡大し、一般質問を含むすべての本会議を中継することにより、質問者が大幅に増えることが予想されるとの理由から、一般質問及び3月定例会における個人質疑の発言回数について、議員1人年2回を原則とする「申し合わせ」ができた。

長らく、地方自治法および会議規則に照らしても違法であり、「高松市議会基本条例」にも違反の状態が続いてきたが、ようやく回数の撤廃がおこなわれた。しかし、発言時間は年4回の質問であれば1回15分までと、かつての半減となっており、市民の声を市政に反映するという本来の一般質問の趣旨とは反するものである。むしろ、質問内容が重複している代表質問のあり方を見直す必要がある。

3. 正副議長選出のあり方改革

正副議長の両ポストの選出については、選挙前に高松市議会の代表としてどのような議会運営を行うのか決意表明がないだけでなく、市民に対する説明責任も果たしていない。そこで、正副議長選挙の立候補時における公約や所信表明を公に行うようにする。議会改革先進議会では、密室で決まる議会内人事を見直すことで、議会改革が大きく前進している。

4. 議選監査委員の廃止及び監査制度の充実強化に向けた議論を

議選監査委員(2人)については、交渉会派から選出されている。これまでの地方自治法では、議選監査委員の選任が義務付けられていたが、地方自治法の改正により、2018年4月から「条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」こととなった。地方自治法改正の趣旨を踏まえ、議員選出の監査委員を廃止し、監査委員は専門資格を有した外部の人材を公正中立に選ぶ方法なども含め、監査制度の充実強化に向けた議論を早急に行う必要がある。

5. 議会への市民参加を進める

(1) 傍聴人数の制限撤廃と積極的な資料提供など

議会基本条例第14条「議会は、市民の意見を議会活動に反映することができ

るよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする」とし、議会への市民参加を進める規定となっている。4 常任委員会の同日開催から 1 日 2 委員会の開催になったのは半歩前進ではあるが、めざすのは 1 日 1 委員会である。また、傍聴人数の制限や会議開始 15 分前までの傍聴手続き廃止、積極的に資料提供を行うなど、市民が傍聴しやすい環境を整える。

さらには、高松市議会傍聴規則第 11 条において議長の許可を得て傍聴人は写真撮影することが許可されているが、誰を撮るのかを事前に申告しなければならず、対象者以外を撮影することは内規で禁止されている。しかし、本会議はインターネット中継され、ケーブルテレビで放映されていることから撮影対象者を申告したり、対象者以外の撮影を禁止することは矛盾しており、これらの内規規定はなくすべきである。

(2) 議会報告会のあり方の見直し

2016・17 年度の 2 回、年 1 回の議会報告会を開催したが、議会運営委員会では市民の参加が少ないことを理由に中止し、常任委員会別の意見交換会を行うことに変更した。もちろん、意見交換の場を設定することは重要だが、議決権を持つ議会が 1 年間の税金の使い道を決める予算議会の報告を行わないのは問題である。参加者が少ないという理由でやめるのではなく、参加してもらえるように議会が試行錯誤すべきである。例えば、全議員を 4 グループ (1 グループに 10 名の議員) に分けて、全議員が役割や発言を担うようにする。そうすることで、各議員が当事者意識を持ち、資質向上に繋がるだけでなく、複数回開催することによって、開催が定着し、市民の参加機会を保障することになる。また、市役所や瓦町 FLAG のような大きい施設ではなく、市民に一番身近な各地域にあるコミュニティセンターを利用して開催するよう見直す。

高校生との意見交換会については、高松第一高校だけを対象とせず、広く市内の公私立高校にも積極的に呼びかける必要がある。

(3) 議会によるパブリックコメントの実施及び議会モニター制度の導入

行政側の政策立案過程におけるパブリックコメントの実施は、市民参加のツールとして定着してきた。二元代表制の一翼を担う議会においても議会運営や議会改革などについてパブリックコメントを実施したり、新潟県上越市や山形県鶴岡市などで実施されている議会モニター制度を導入したりすることで積極的に市民参加のチャンネルを増やす。

6. 開かれた議会をめざすために情報公開を進める

(1) 非公式・非公開で行われている会議の場を公式・公開にする

2008年の地方自治法改正では、本会議・委員会以外の会議活動について、会議規則により地方自治法に基づくものとして制度化することが可能になった。これを受け、非公式・非公開で行われている各会派会長会や幹事長会、市議会だより編集委員会などの会議については、会議規則に「協議又は調整を行うための場」の規定を設け、議会活動の公開性・透明性を高めていくべきである。

(2) 公費を使う行政視察（海外視察も含む）の情報開示

視察内容やその成果などを記載した報告書を市議会ホームページや紙媒体で積極的に公開する。とりわけ、海外視察については、市民向けの報告会を開催し、情報を共有すべきである。

(3) 議会の活動が伝わり、市民に読んでもらえる議会広報誌の作成

東京都あきる野市議会は、議会改革のツールとして議会だよりのリニューアルを行うといった画期的な取り組みとして注目されている。読みやすく、分かりやすい広報にするのは当然であるが、市民が市議会に関心を持ってもらえる広報誌にする。さらには、1の(2)で触れた、反対・賛成討論の内容を掲載することで、議案の賛否に至る過程が分かるようになる（埼玉県八潮市、石川県かほく市ほか多数の議会で実施）。

7. 議会図書室改革

議会改革の先進的な議会において、改革の焦点は「議会審議の質的向上」に移りつつあり、これを裏付けるように議会の政策形成機能を支える議会図書室のあり方を見直している。例えば、本市議会の議会運営委員会が視察で訪問した呉市議会では、『強い議会』を支える『使える』議会図書室をつくる』をモットーに、議員の知的拠点としての議会図書室をめざしている。また、大津市議会においては、物置同然の議会図書室について「議会図書室の再構築基本方針」（2016年9月）を策定し改革を行っている。本市議会においても同様の課題があること、さらには、議会基本条例第26条に議会図書室の充実を掲げていることから、全議員・議会事務局職員が議会図書室に対する見識を深め、議会の政策形成機能を支える議会図書室にするよう議論していく必要がある。

8. 市民感覚から大きくずれた不必要な支出をやめる

(1) 費用弁償の廃止

議員が議会に出席するのは当然であり、根拠のない「一律3,000円」の費用弁償については早急に廃止すべきである。

(2) 海外視察の廃止

多額の公費を使い、4年間の任期中に一度、期数の多い順に順番が回ってくるような海外視察の制度は、早急に廃止すべきである。

9. コロナ対策としての議会

(1) 質問の取り扱いについて

非公式・非公開の各会派幹事長会において、交渉会派は6月定例会の一般質問を行わず、代表質問に集約すると決めた。このような全議員に係わる重要なことを少数会派は排除した非公式・非公開の場で決めることは問題であり、質問は各議員の判断において自由に行われるべきである。

(2) オンライン議会を積極的に活用する

総務省は4月30日、「オンライン委員会は可能」（本会議は不可）とする通知を行った。すでに、ZOOMでのオンライン会議は普通に行われているところである。茨城県取手市議会が先進的に取り組んでいるが、本市議会としても、まずは「オンライン委員会」を実施し、委員会審議を活性化していく。

(3) 議員報酬等の取り扱いを早急に決定する

私たちは5月7日、「議員報酬等の取り扱いに関する申し入れ書」を議長並びに議会運営委員長に提出した。休業を強いられたりすることで収入が大幅減になるなど、市民生活に大きな影響を与えていることから、本市議会としても議員報酬をはじめ、政務活動費、費用弁償、委員会・会派視察費、海外視察費のあり方について早急に決定すべきである。

以上